

【完全週休2日（土日）I型の場合】

○○) 週休2日促進工事

1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して「完全週休2日（土日）」に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事の試行対象工事（完全週休2日（土日）I型）である。なお、月単位の週休2日及び通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。実施については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開している『県土マネジメント部建築工事における週休2日促進工事試行要領』により行うものとする。
2. 「完全週休2日（土日）」（全ての週ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上）を前提に補正係数1.02により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正及び補正係数1.01により現場管理費の補正を行った上で予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち現場管理費補正分を減額変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は労務単価の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して、請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が「完全週休2日（土日）」の取組を希望しない場合（「完全週休2日（土日）」に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む）については、請負代金額のうち現場管理費補正分を減額変更する。なお、市場単価等の補正率は、「県土マネジメント部建築工事における週休2日促進工事試行要領」を参照すること。
3. 明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
4. 本工事が単独発注工事の場合は「現場閉所」とし、分離発注工事の場合は「現場休息」とする。なお、本工事が分離発注工事である場合、受注者は、分離発注工事である他工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日等を調整したうえで「実施工程表」等を作成するものとする。

【完全週休2日（土日）II型の場合】

○○) 週休2日促進工事

1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事の試行対象工事（完全週休2日（土日）II型）である。なお、通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。実施については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開している「県土マネジメント部建築工事における週休2日促進工事試行要領」により行うものとする。
2. 「完全週休2日（土日）」（全ての週ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上）を前提に補正係数1.02により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正及び補正係数1.01により現場管理費の補正を行った上で予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち現場管理費補正分を減額変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は労務単価の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して、請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が「完全週休2日（土日）」又は「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」の取組を希望しない場合（「完全週休2日（土日）」又は「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む）については、請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、市場単価等の補正率は、「県土マネジメント部建築工事における週休2日促進工事試行要領」を参照すること。
3. 明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
4. 本工事が単独発注工事の場合は「現場閉所」とし、分離発注工事の場合は「現場休息」とする。なお、本工事が分離発注工事である場合、受注者は、分離発注工事である他工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日等を調整したうえで「実施工程表」等を作成するものとする